

平成28年第8回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成28年8月25日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第20号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第21号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第22号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第10号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 5 出席委員(16名)

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 岩 田 高 雄 | 2 番 三 田 武 司 |
| 3 番 中 村 勝 司 | 4 番 野 口 和 広 |
| 5 番 比留間 梅 男 | 6 番 橋 本 貴 夫 |
| 7 番 森 田 真 一 | 8 番 町 田 務 |
| 9 番 石 川 文 男 | 10 番 川 鍋 正 義 |
| 11 番 関 田 文 吉 | 12 番 二 宮 由 子 |
| 13 番 内 野 貞 夫 | 14 番 荒 幡 伸 一 |
| 15 番 床 鍋 義 博 | 16 番 押 本 信 夫 |
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席した職員
事務局(1) 小 川 泉 事務局(2) 鈴 木 隆 喜
- 8 会議の結果
報告第20号、報告21条及び報告第22号について専決処理を確認した。
議案第10号について審議した結果、証明を発行することに決定した。
- 9 会議の概要
事務局(1) 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。
定数16、現員数16。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします
以上でございます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成28年第8回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（1） （議事日程の報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、10番、川鍋正義委員、11番、関田文吉委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第20号

議 長 続いて、日程第3、報告第20号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議案書に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第20号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしておりますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第21号

議 長 続きまして、日程第4、報告第21号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議案書に基づき説明 １件）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第21号 農地法第4条の事案については、転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第22号

議長 続きまして、日程第5、報告第22号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議案書に基づき説明 3件）

議長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

2番については、事務局の報告のとおりですので省略いたします。

1番の事案について報告をいただきます。

狭山地区担当、町田委員。

町田委員 それでは、1番のほうにつきましてご報告申し上げます。

関下さんの件につきましては、平成28年7月22日金曜日、現地で所有者のお子さん立ち合いのもと、転用する意思のあることを確認しました。

以上でございます。

議長 続きまして、3番の事案について報告をいただきます。

清水地区担当、野口委員。

野口委員 それでは、原さんの件につきましてご報告いたします。

平成28年7月21日木曜日、現地で所有者本人立ち合いのもと、転用する意思のあることを確認いたしました。

以上でございます。

議長 説明いただきました。

報告第22号 農地法第5条の事案については、所有権の移転確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第10号

議長 続きまして、日程第6、議案第10号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件について、ご審議いただきます。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議案書に基づき説明 2件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、野村さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続いて、申請番号2番、関田さんの事案についてご審議いただきます。

こちらの事案については、関田文吉委員に関する事案でございますので、関田文吉委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されておりますので、退席をお願いいたします。

(関田委員退席)

議長 本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

ここで、関田文吉委員の議事参与の制限を解除いたします。

(関田委員入室)

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時31分)